

オンライン診療 進展に期待

株式会社日本総合研究所 理事長 翁 百合

新型コロナウイルスの感染症が拡大し、3月からオンライン診療がかかりつけ医のある患者に認められた。さらに、緊急事態宣言が4月に発令される中、初診のオンライン診療も解禁された。

感染を恐れて受診を控える人が増え、医師側もリスクにさらされている。人との接触を最大限減らすという差し迫った目標のために、こうした決定は大きな意味を持つ。

オンライン診療は、医師がスマートフォンなどの画面を通じて離れた患者を診療する仕組みで、米国、エストニア、韓国といった海外諸国ではかなり進んでいる。

日本では従来、医師法や厚生労働省局長通知で、診察は医師が患者と直接対面して行う「対面診療」が原則とされていた。2018年に初めて診療報酬が認められたが、ほとんど実施されていなかった。

しかし、近年の技術進歩は目覚ましい。オンライン診療には患者の移動負担や待ち時間の軽減に加え、診療継続がしやすく重篤化予防につながる利点がある。医師にとっても働き方改革に結びつき、医療の質の向上にもつながる例が少なくない。

国民に役立つため、オンライン診療が多くの医療機関で利用可能になり、受信できる機関を地域に周知することが求められる。医療現場の厳しい状況が続く中、規制緩和を最大限生かし、地域の医療機関が相互連携を強めて、医療の提供体制を維持する必要がある。

厚生労働省はオンライン診療の拡大について、特例、時限付きであり、感染症の流行が収まれば元に戻すとしている。しかし、医師も患者もオンライン診療の多くの利点を感じるはずだ。

今回の規制緩和を検証して改善を図り、感染終息後も対面・オンライン診療のそれぞれの良さをうまく組み合わせて、効果的な医療サービスを継続することが期待される。

2020年4月28日